

かもがわ

暑中お見舞い
申し上げます

トランプ旋風

— 昨年末、ドナルド・トランプ氏が大方の予想を裏切ってアメリカの大統領に選ばれました。トランプ氏の勝因は、見捨てられた白人男性中間層の票をさらったことが大きいと分析されています。

アメリカのミシガン湖に沿ったイリノイ、オハイオ、ミシガン、ペンシルベニアなどの州は古い工業地帯でしたが、IT産業や金融産業の隆盛などによりその地域の産業が衰えて「鉄さび地帯」と称され、低い生活水準に苦しむ多数の白人労働者が残されました。

共和党のレーガン大統領は、グローバル大企業のための政策を行い、民主党のクリントン大統領や共和党のブッシュ大統領は、エスタブリッシュメント政治（インテリや社会の成功層からなる既存の階層重視の政治）を行いました。民主党のオバマ大統領が多くの福祉政策や人権重視の政策を行ったことは事実ですが、やはりエスタブリッシュメントに目が向いた政治だと言われます。

このように、オバマ氏を含めてこれまでの大統領が多かれ少なかれ格差の根源をそのままにした強者優先の政治を行ったので、「鉄さび地帯」の白人労働者は、取

り残された者の常として政治に対する不満を募らせていました。このような時期に、トランプ氏は、一般庶民の利益に反する大企業やエスタブリッシュメントを批判攻撃し、アメリカ・ファースト（アメリカ第一）を掲げて反移民、反ムスリムを主張し、政治の表舞台に登場しました。白人男性中間層が熱狂的にトランプを支持したのは当然として、「Make America Great Again（偉大なアメリカの再興）」というスローガンは多くのアメリカ国民にうけました。

— まず、トランプ大統領は、グローバル金融資本などの大企業を抑えアメリカ社会がかかえる最大の問題である格差の是正を実行するのでしょうか。

この点については、トランプ大統領自身が四五億ドルもの資産を有する大富豪ですし、任命された閣僚も八人も超富豪ぞろいです。実際に、トランプ大統領は、就任後高所得者に対する大幅な減税を打ち出しており、格差是正どころか格差拡大を目指しているのではないかと疑われます。

また、トランプ大統領は、メキシコ国境

の長大な壁の構築やイスラム教徒に対する入国禁止のような人種差別的排外政策、オバマケア（健康保険の拡充）の廃止、環境保護分野の後退、女性の権利剥奪につながる政策など、多くの良い制度を廃止ないし大幅に後退させようとしています。

三 トランプの登場はヒトラーの登場に似たところがあると言われます。

ドイツは、第一次世界大戦で敗北し戦勝国に対し莫大な賠償債務を負い、天文学的なインフレに見舞われ、ドイツ国民は大変苦しい境遇に陥りました。

ヒトラーは、この時期に彗星のごとく現れ、ドイツ至上主義、ゲルマン民族最優秀論に基づく民族差別排外主義を唱え、希望を失い打ちひしがれていたドイツ国民の心情に訴え圧倒的支持を得て總統の地位に就き、絶大な権限を手に入れました。そして、多くのユダヤ人を虐殺し第二次世界大戦を引き起こしたことはご承知のとおりです。注意しなければならぬのは、ヒトラーは暴力的な方法で権力を握ったのではなく、国民投票という民主

弁護士



坂元 和夫

Kazuo Sakamoto

的な方法で総統になり憲法を停止して独裁者の地位に就いたことです。

ヒトラーもそうでしたが、トランプ大統領も大衆の心情に訴える弁舌が巧みです。大衆が心の底で密かに望んでいる事柄を声高に主張して人気を博するのです。このような手法をポピュリズム(大衆迎合主義)といいます。ポピュリズムは人気取り政治ですから、結果を出せずいざれ失敗します。国民はポピュリスト政治家に愛想を尽かし、今度は賢明で毅然としたリーダーを待望するようになります。専制政治、独裁政治の登場です。ヒトラーは、彼自身がポピュリストから独裁者に変貌しました。独裁者は哲人ではないのでその政治も長続きせず、いざれ民主政治に戻りますが、やがて又ポピュリストが現れます。民主政治のこのようなサイクルは、ギリシャ時代から繰り返されてきました。これは民主政治の短所ですが、ある意味で必然的、宿命的なものです。イギリスのウイストン・チャーチルが「政治体制として、デモクラシーは最悪のものよりも少しだけましな制度である」と言ったのは正しいのです。

四

トランプ氏だけでなく、フランスでもわや大統領に選ばれた極右政党のルペン氏も、フランス第一、移民拒否、難民

排除、EU脱退などの自国偏重主義・排外主義を主張して多くのフランス国民の支持を得ました。もし、アメリカだけでなく世界の国々が自国偏重主義・排外主義をとるようになった場合、諸国間の国益が衝突することが予想されます。

国際連盟は、第一次世界大戦の後、国際間の平和を維持するために一九二〇年にアメリカのウィルソン大統領が提唱して設立されたものです。しかし、日本、ドイツ、イタリアの脱退、ソ連の除名などにより有名無実となり一九四六年に解散されました。国際紛争は国々の話し合いにより解決すべきだというウィルソンの理想は、日本やドイツやイタリアの自国第一主義によって踏みにじられてしまったのです。

アメリカは、国際連盟の後に設立された国際連合(国連)の最有力な一員で、その維持資金を最も多く拠出しています。しかし、世界平和のための国連への貢献はアメリカ・ファーストと合致しません。現に、トランプ政権のもとでアメリカが国連拠出金を減額することが懸念されていますし、地球温暖化の問題もそうですが、今後、アメリカが国連で今以上に自国の利益を主張するであろうことは目に見えています。

それだけでなく、トランプ大統領はアメリカの軍事予算を大幅に増額するこ

とを發表しています。彼は、アメリカをもって世界の警察を任じたこれまでの大統領の政策を受け継がないことを明言していますが、アメリカの国益のためには軍事力に訴えることを辞さず、そのための軍事力増強ではないかと思われまます。現在、アメリカが北朝鮮に対してアメリカを脅かす核実験と弾道ミサイル実験をやめるように要求し、威嚇のための軍事演習や艦隊の派遣を韓国や日本の協力のもとに行っていますが、北朝鮮はこれに激しく反発してアメリカや協力国を攻撃すると脅しています。安倍首相も最近行われたG7会談で、トランプ大統領に追隨して「北朝鮮には対話よりも圧力だ」と強調しました。こういう強硬路線をとっていると、トランプ氏や金正恩氏の性格からも、何かの拍子に戦争に発展する危険がないとは言えません。戦争になれば日本も北朝鮮の攻撃目標になり、核兵器が使用されると被害は広島や長崎の比ではなくなりまます。愛国心をくすぐられて調子に乗っている場合ではないのです。また、威嚇・圧力という方針を貫けば自衛隊に課せられている憲法上の制約が邪魔になり、改憲論争にも影響する事が懸念されます。

「子ども保険」に異議あり

「子どもの貧困」大国日本

ずいぶん昔から、日本は「子どもの貧困」天国であると言われてきました。政府発表の「子どもの貧困率」では、二〇〇九年(平成二十一年)が一五・七%、二〇二二年(平成三十四年)には一六・三%と実に六人に一人が貧困であるとされています。また、国連児童基金(ユニセフ)が今年の六月一四日、経済協力開発機構(OECD)や欧州連合(EU)に加盟する四一カ国の子どもも貧困や不平等の状況を順位付けした報告書でも、日本は「貧困の撲滅」で二三位、家庭の所得格差を比べた「不平等の削減」で三二位と下位に低迷しています。

このような状態を受けて、政府は、やっと重い腰をあげて、二〇一三年(平成二五年)六月に「子どもの貧困対策法」を制定しましたが、具体的な対策に欠けているところから、その効果には疑問が持たれています。

「子ども保険」の提言

そんな中で、小泉進次郎議員を中心とした自民党の若手議員が「子ども保険」の設立を提言し、あつという間に六月九日の「骨太の方針」に、「年末までに検討する」との内容で盛り込まれました。

この制度は、それぞれの社会保険の保険料を上積み徴収して、これを保育や幼児教育を充実

無償化するために使うという制度で、財政当局は、概ね好意的な反応で、マスコミでも議論は低調です。

「子ども保険」への疑問

しかし、私は、「子ども保険」が、本当に有効な子ども対策となり得るかについては、大きな疑問を持っています。

第一の疑問は、「社会保険料率を〇・一%から〇・五%上乘せして徴収する」というシステム自体への疑問です。かもがわ五七号(二〇一五年(平成二七年)八月三日発行)の「保険主義」の限界」でも書きましたように、保険制度は、保険料の負担割合が低所得者で高く、高額所得者で低いという逆累進になっています。例えば、二〇一四年(平成二六年)度のデータで、一五〇万円から二〇〇万円の所得階層の社会保険負担率が一六・七%と最も高く、五〇〇〇万円から一億円の所得階層ではわずかに一・六%程度となっているのです。このような保険料のシステムの下の、同じ%で新たにそれぞれの保険から上積み徴収するということになれば、必然的に貧困層により大きな割合での負担を求めるというシステムになります。いわば、貧困層にとって「払えない保険料」が益々高くなることになりま

す。

第二の疑問は、「子ども保

険」では、「子ども対策」の主財源を税ではなく、保険料収入に頼ることになります。その結果、財源に「保険料収入」という枠がはめられ、結果的に「子ども対策」の給付内容がこの「枠」に制限されることになるのではという点にあります。

例えば、「介護の社会化」の掛け声の下で発足した介護保険ですが、保険料を財源の中心としたために、要支援1、2の人が保険給付の対象から外されるなど、給付内容が次々と後退しています。また、利用料負担割合も、一割から二割、さらには三割へとあげられる状況になっており、元社会保険庁長官の堤修三氏すらが「国家的な詐欺」となりつつある」と言われていることを忘れてはなりません。

あくまでも税を財源に

「子ども対策」は、「保険」ではなく、累進制度を強化して高額所得者から税を徴収し、また、法人税を改正して大企業優遇税制を規制し、タックス・ハイブン対策を強化するなどして、税を財源として、充実を図るべきです。

弁護士

尾藤 廣喜

Hiroki Bitoh



決めることが難しい事

築地か豊洲か

豊洲市場移転問題について報道されていますが、自分が都知事だったらと思うと、なかなか決断が難しい問題です。老朽化した築地を放置できないこと、豊洲には既に莫大な費用を投下して施設を完成させていること、適当な代替地確保の困難性などからすれば、豊洲案が現実的にも思えます。しかし、扱うものが食べものであるだけに安全性の問題は軽視できないこと、豊洲に移転することは東京都のあまりに杜撰な行政手続きを承認することに他ならず納得し難いというものがあります。私には市場関係者の参加を得て初めから適正な手続きで決め直す方が長い目で見て日本の社会にとって有益であるように思えます。

性同一性障害とトイレ論争

考えてみると世の中には、決めることが難しい問題はたくさんあります。そういう問題の一つとして、ここでは性同一性障害者のトイレ使用の問題を考えてみたいと思います。

性同一性障害と診断され、女性として勤務する職員（戸籍上は男性）が戸籍上の性別を変更しなければ女子トイレの使用を認めないとされたことや、スポーツクラブが戸籍上の性別に従って更衣室を使用するよう規制したことについて、損害賠償を請求する訴訟を起こす事例が生じています。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は、戸籍上の性別の変更には家庭裁判所の審判が必要で、これが認められるためには二十歳以上であること、現に婚姻をしていないこと、

現に未成年の子がいないこと、生殖腺がないことまたは生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること、の五つの条件を設けています。このような条件を満たさない場合には、戸籍の変更がしたくてもできないことになり、戸籍の性別だけを根拠とする取扱いに対しては批判があります。

アメリカのトイレ論争

報道によれば、米国ノースカロライナ州は、出生証明書の性別に基づくトイレ使用を義務付ける州法を制定したところ、連邦政府はこの州法は「差別的だ」としてノースカロライナ州を訴えたそうです。これに対し、同州は「常識的なプライバシー保護に基づいた政策」と反論し、これが米国にトイレ論争を引き起こしました。オバマ前大統領は連邦政府から補助金を受けているすべての学校に「本人が認識している自分の性別（性自認）を、その児童・生徒の性別として扱わなければならない」という大統領令を出しましたが、トランプ大統領はこれを撤回する大統領令を出したそうです。

政治と司法の違い

本人の性自認に従ってトイレの利用を決めるべきということにした場合、その性自認をどうやって証明するのかという現実的な問題

が生じますし、本人に申告せるとするとプライバシー侵害の問題が生じます。他方、トイレ使用を本人の判断に委ねればよいかというと、今度は性同一性障害を仮装した悪質な事例が起きる危険性が危惧されます。

このような事態を回避するためには、性同一性障害者専用のトイレを作るとか、トイレを男女で分けないうことにする等の方策も考えられますが、一長一短がありそうです。また、更衣室はどうするか、公衆浴場はどうするかなどいろいろな問題があります。

この問題が裁判所に持ち込まれた場合はどうでしょう。司法の重要な使命は、自分の利益を実現することが困難な少数者の正当な利益を保護することにありますので、裁判では侵害される利益が法的に保護されるべき否かというを中心に判断すべきでしょう。それを保護することで生じる弊害を解決するのは、政治や行政の責任だといえます。

このように社会には判断が難しい事が多いのですが、しかし、昨今の総理大臣のように、威勢良く一刀両断に切り捨てる政治家が指導する社会ではなく、様々な利害を考慮して悩む政治家の指導する社会に住む方がはるかに暮らしやすいのではないかと思います。

弁護士



山崎 浩一

Koichi Yamazaki

裁判員制度を巡る数字

共謀罪を巡る議論が喧しい中、新聞やニュースサイトの片隅に、裁判員制度が開始から八年を迎えたが、辞退が増加して六四%となったこと、その原因は、最高裁の民間機関委託による調査(裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下)の原因分析業務報告書(の結果、審理長期化や非正規雇用の増加にある可能性が高いとされたこと、最高裁はこの結果を踏まえて、参加者の増加のための対策を検討する方針であることを報じる記事が掲載されていました。ここに掲げられた二つは、なるほど裁判員として協力してくれる候補者の数を減少させる原因として関与していることはたぶん間違いなさそうですが、さて、果たしてその程度のレベルの問題なのでしょうか。



数字を追ってみましょう。平成二一年から二七年までの七年間、個別事件において選定された裁判員候補者数に対する辞退者数の割合は平成二二年に〇・一%減じたほかは五三・一%から六四・九%に順次増加し、更に選任手続期日に出席を求められた者の出席率は八三・九%から六七・五%へと一貫して減少しています。ここから分かることは、裁判員候補者として選定された者のうち

選任手続に来てくれたのは、もともと三九・三%しかいなかったのに、それが更に二三・七%にまで落ち込んだということであり、当初から制度として正常に機能しているとはいえないかつた状態が一層機能しなくなっていると言わざるを得ません。平成二七年三月の日本世論調査会の調査でも、裁判員制度が定着しているとの回答は三〇・九%、定着していないとの回答は六五・三%でした。また、裁判員として刑事裁判に参加したいかという点については目立った変化はないとされていますが、もともと、参加したいあるいは参加してもよいとの回答は、平成二二年にはそれぞれ七・二%、一一・三%と合計一八・五%しかなく、平成二七年にはそれぞれ四・五%、九・八%と合計一四・三%に低下し、他方、あまり参加したくないが義務であれば参加せざるを得ない、義務であっても参加したくないがそれぞれ四〇%余りの割合で拮抗している状況が続いており、義務を課して従わせようとしているが、それでも参加したくないという強固な消極意見が四〇%余りを保っているという不安定な制度となっています。そして、裁判員制度について選肢の中から知っているものをすべてお答え下さいとの問いの中で、裁判員になる

ことは義務とされていることを知っている割合は七〇・二%と六〇%に満たない他の選肢を大きく引き離していることは、この制度がどのようなものとして啓蒙されてきたかを物語っている感があります。



今回の調査には、裁判員制度の是非といった制度の根幹に関わる点についての質問、検討はなく、メディアも余り積極的な踏み込みはありません。しかし、ネット上には、小手先の話ではなく、そもそも国民に犠牲を強いながら、その判断を上級審で覆すというのなら、単に国民の声を反映させたポーズを作っているだけで制度の意味がないといった点を中心に、制度の存否に関わる書き込みが目立ってなされており、これを単なるネット上の限られた声と考えるのは、先に紹介した数字からしても無理があるように思われます。現行の裁判員制度は、違憲の疑いが解消されているものではないことを別としても、国民の声とは遠く離れたところにあり、抜本的な見直しを要するものでしょう。



弁護士

鋤田 則仁

Norihito Kuwata

アミカス・キュリエ制度とは

アメリカ憲法訴訟において一定の影響力を及ぼしてきたのが、アミカス・キュリエ (Amicus Curiae)「法廷の友」を意味する)と呼ばれる制度です。裁判手続において当事者以外の専門家団体・市民団体・個人から広く意見書や参考資料の提出を促し、裁判当事者だけに任せては十分に主張されにくいものも含め、多種多様な意見を参考にしようという制度です。日本の手続でも、当事者から各方面の専門家に意見書を依頼して裁判所に提出するのは一般的です。しかし、このアミカス・キュリエの制度は、当事者が同意していなくても、一定の要件のもと第三者から意見書提出が認められる点に特色があります。

一〇年ほど前、ある事件の最終準備書面を作る際の検討のなかで、カナダの裁判所に出されたアミカス意見書を入手したことがあります。母子分離を伴い「子どもの最善の利益」が問題となる退去強制案件について、アミカス意見書は、高い理論水準と読みやすさを兼ね備え、実に明快に論じていました。日本でも類似の制度があればよいのにと感じたものです。

アミカス・キュリエ制度への支持の広がり

アミカス・キュリエ制度は、諸外国の国内訴訟手続や、W H O や欧州人権裁判所など国際機関における裁定手続などでも導入

が広がっています。今後、日本でも知的財産紛争や憲法訴訟の分野で導入の議論が進むことが予想されます。

例えば、知財高判平成二六年五月一六日(判タ一四〇二一六六)は、現行法の枠内で当事者の同意のもとで広く意見募集した事例として注目されました。この判決では意見募集についての肯定的な受け止めをわざわざ判決文のなかで書きこんでいます(「諸外国での状況を整理したもの、詳細な経済学的分析により望ましい解決を論証するもの、結論を導くに当たり重視すべき法的論点を整理するもの、従前ほとんど議論されていなかった新たな視点を提供するものがあった。これらの意見は、裁判所が広い視野に立って適正な判断を示すための貴重な有益な資料であった。」)。

また、日本弁理士会・アミカスブリーフ委員会からは、民意を反映したより「開かれた司法」の実現が可能となるといったメリツトが指摘されています。

無警戒な導入の危険性

しかし、この制度を無警戒に導入することには危険もあります。アメリカの例を見ると「…その時代の支配的な政治が政策推進に対する抵抗を排除するために司法審査を利用してきた。」とされ、「…ケネディ政権とその司法部は…(個別の事件で)アミカス・ブリーフ…を通して…政治的支持を与え

て中間派の裁判官の懸念を取り除いた」ようなこともあったそうです(「自由と正義」二〇一三年六月号二五頁)。今日においても、米政府を代表する訟務長官は、「十人目の最高裁判事」と揶揄される存在にまでなっており、裁判所による意見の支持率が、「九〇%以上という驚異の値を誇るプレイヤー」なのだそうです(「特技懇」二七二七七)。

その他、巨大製薬会社がアミカス意見書を駆使して業界利益を訴訟に反映させるべく画策しているとか、先進国のNGOが途上国の政府代理人ですら凌駕してしまうほどの影響力を発揮して手続の公平さが失われている、といった指摘もあります。

司法機関の独立

確かに、判断する側の裁判官としては、さまざまな意見に触られることはありがたいと感じることでしょう。しかし、多数決原理の支配する政治部門や、経済力にもものを言わせる業界団体などから独立性を維持してこそ、司法の存在価値があるともいえます。アミカス・キュリエ制度は、司法機関を政治的な影響力に晒しやすくする側面に注意しながら議論する必要があります。

弁護士



富増 四季

Shiki Tomimasu

変わりゆく麩屋町御池の街並に寄せて

普段は自転車で通勤しているのですが、雨の日は自宅から歩いて通勤しています。この原稿を書いている今日も、梅雨の到来を感じる雨の中、事務所を目指して麩屋町通を北に向かって歩いてきました。



白山神社界限

撮影日:6月 2017

道すがら、久しぶりに麩屋町御池が上がった白山神社の界限を眺めてみたところ、私の記憶の中にあつた特筆すべき風情ある町並み(特に夜は幻想的な

霧囲気だったので。)とはまったく異なり、町家のほとんどが無残に潰され、大きなホテルとマンションが建設予定であることを示す看板が掲げられていました。

近年、京都では宿泊施設の不足が叫ばれるなどして、あちこちで宿泊施設等のビル建設が進められています。それだけ多くの人々が京都を訪れたり居住したりしているということ自体は喜ばしく思います。他方で、過熱する建設ラッシュは、長期的には京都の寿命を縮ませていくのではないかと懸念しています。



白山神社界限

撮影日:3月 2013 ©2017 Google

白山神社周辺の事例が示すように、京都ではしばしば古い町家の街並みを壊して近代的なビルが建設されます。町家は、戦前から建っ

ているものが多く、大なり小なり老朽化しており補修が必要なものも少なくありません。しかし、町家の補修コストは、容易に負担できるものではありません。こうした事情もあり、空き家のまま放置されている町家は相当数あるとされています。過去のGoogleストリートビューを参照する限り、白山神社の周辺で潰された町家の中にも、いくつか空き家があつたようです。こうした空き家の所有者にとっては、居住する予定は無いものの維持費はかかる空き家を買取って土地を活用しようというデイベロッパーは、長年の懸案事項を一举に解決してくれる存在です。

しかし、私には、このように古い街並みを壊して無軌道にビルを建てていくことは、

京都がその資産を自ら食い潰しているように思われてなりません。

京都は、観光地のみならず、古い、普通の街並みが今なお残ることが評価されています。私の自宅周辺でも、古い、しかしごく普通の路地を、外国人観光客が息を

飲んで眺めている場面に何度も遭遇しました。こうした体験は、観光地らしい観光地に勝るとも劣らない程印象に残るものです。古い街並みを壊してしまうことは、京都の魅力を減少させることに直結します。

この建設ラッシュが京都という街にどのような影響を及ぼすのか分かりませんが、出来る限り古い街並みを活かしながら経済活動が活性化することを願ってやみません。

今回、Googleストリートビューを参照して過去の街並みを眺めていたのですが、いつか、歴史的な街並みをたたえた京都という街はGoogleストリートビューにアーカイブされた状態で見られなくなってしまうのだとしたら、実に寂しいものです。

弁護士



齋藤 亮介

Ryosuke Saito

戦後の「刀狩り」

最近、銃砲刀剣類所持等取締法(銃刀法)違反被疑事件の弁護を行うことがあり、同法の規定を勉強する機会がありました。同法令では、規制される銃砲や刀剣、刃物の種類やその規制範囲、刃渡りの測定方法に至るまでこと細かく定められ、その所持や携帯が厳しく規制されており、法律を理解するには武器の知識も必要なのかと驚きました。

ところで、日本は、世界的にみて銃犯罪が少なく、このような武器を用いた凶悪犯罪が少ないのは、厳しい銃刀法の貢献が大きいのとも言われています。

しかし、本来的には、銃などの武器の所持が法により規制されていることと、市民が実際に所持していないこととは別の問題です。

日本では、戦前から武器の所持・携帯を規制する制度はあったものの、戦時中には復員兵を通じて、多くの軍刀や拳銃が市民に流出していました。いくら厳しい法律を作っても、拳銃や小刀はどこにでも隠せるものですし、所持者の協力なしにこれを押収することは困難を伴います。それではこれらの武器はいつどのような市民の手元を離れたのでしょうか。話題になることは少ないですが、戦後、これら一般人の手に渡った大量の武器の回収に大きな役割を果たしたのは、戦後すぐ

の占領軍による「刀狩り」政策でした。

一九四五年九月以降、占領当局による日本の非軍事化は、軍隊の解体だけでなく、日本軍部の抗戦派や右翼の抵抗の排除や、民間に流出した武器を回収するという民間武装解除にも及んでいました。

占領当局による「武器回収指令」を受け、各県警察部は武器の回収に入りましたが、その方法は統一されていたわけではなく、現地占領当局の方針によりまちまちでした(そのため回収実績は自治体により相当差があります)。ただ、単なる広報活動だけではその趣旨が徹底しなかったため、多くの県では、警察が強く主導して、町内会等を積極的に利用した回収活動が行われました。例えば、一斉戸口調査による完全回収を期して町内会、掲示板、回覧板等を利用して趣旨の徹底を図ったり、新聞・ラジオを利用して自治体もあつたそうです。つまり、警察の主導による地域末端機構を通じて回収の実績を上げるもので、それは戦前からの警察の権威と地域協力体制に支えられていたといえます。

また、占領軍に対する恐怖感も回収実績に大きな役割を果たしたようです。京都では、回収過程において米軍が特殊電波探知機を使用して家宅搜索し、刀剣類が発見された場合は軍事裁判にかけられる、との噂が飛び交い、これを恐れて自発

的に提出する人が多かったそうです。また、武器隠匿所持者に対する厳しい処罰も示しながら徹底的な回収を図り、現地の占領当局自身がジープで順次民家に立入調査をしたところもあつたようです。

このような「刀狩り」により、日本では数百万の銃

器・刀剣類が押収され、民間武装解除としてはかなり効果を上げたようです。その後、一九四六年六月、ポツダム勅令の一つであり、現在の銃刀法の前身となる銃砲等所持禁止令が出され、銃砲類の所持は厳しく規制されました。

以上、戦後の「刀狩り」による民間武装解除の経過を紹介しましたが、日本における民間人の徹底した武装解除の背景には、戦前からの強い警察権威や、占領下における進駐軍に対する恐れ、戦後直後で統一的で適正な手続きが整備されていなかったことといった、何とも生々しい特有の事情があつた点は興味深いことです。なお、本稿は主に、荒敬「占領期における非軍事化と武装解除・特に「占領軍の刀狩り」を中心として」(立教大学『史苑』51(2))を参考にしました。CITEで参照可能ですので興味のある方は是非ご覧下さい。

弁護士

鋤田 透

Toru Kuwata



かもがわ講座

「民法改正 ～保証ルールの変更～」

民法は、企業や消費者の取引から結婚や相続など家族関係まで、市民生活のさまざまな場面の基本ルールを定める重要な法律です。その中の取引に関するルールを定める債権法の分野を約一二〇年ぶりに抜本的に見直す民法の改正法が五月二六日に成立しました。

改正内容は、極めて多岐にわたり、その説明だけで一冊の本になってしまいますので、ここでは、個人保証人の保護を図る改正について取り上げます。

保証債務については、特に契約時に金額が定まっていない場合も多いことから、後になって保証人が思いもしない巨額の債務を負担することになることの問題性が昔から指摘されてきました。そのため、平成一六年の民法の一部改正により、不特定である主たる債務が貸金又は手形割引を受けることにより負担する債務である場合に、保証債務の上限金額となる極度額を定め、かつ、その定めを書面によりしなければ保証契約そのものの効力が発生しないこととされました。

今回の改正は、この制度を、個人

が「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約」の保証人となるすべての場合にそのまま拡張して、「個人根保証契約」として統一的に規律することとしたものです。

この改正により保護されることとなる最も身近な保証人は、おそらく賃貸借契約における賃借人の保証人となるでしょう。毎月あるいは毎年発生し、支払があれば消滅するという賃料債務は、「一定の範囲に属する不特定の債務」の典型です。

改正法施行後に締結される保証契約については、賃貸人は、書面（通常は賃貸借契約書）の中できちんと保証債務の極度額がいくらかということを決めておかなければ、保証人をつける意味が全くないこととなります。今後は、この極度額として提示された金額を見て保証人になることを断るケースが増え、また、契約更新時にも保証契約の見直しが問題となって、家賃保証会社などの保証サービスの利用が広まるだろうと予測する向きもあります。

なお、改正法は、公布から三年以内に施行されることとされています。